

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成29年11月24日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成29年度 杣木コミュニティホームトイレ修繕 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18290067 |
| (3) 物品委託役務内容 | 杣木コミュニティホームのトイレを簡易水洗式に改修し、それに伴いトイレブースを交換・更新等するもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成30年2月15日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 杣木コミュニティホーム |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 修繕請負契約約款 |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	次のいずれか 修繕>備品・施設<小規模>修繕 建築類 修繕>備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成29年11月24日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成29年11月24日～平成29年12月14日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成29年11月24日～平成29年12月1日（午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 地域づくり推進課 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館1階） 電話番号 082-420-0924 / ファックス番号 082-423-0270 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成29年12月6日～平成29年12月14日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成29年12月12日～平成29年12月13日（午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成29年12月14日 午前11時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成29年度^{そまき} 柚木コミュニティホームトイレ修繕仕様書

1 修繕名 平成29年度^{そまき} 柚木コミュニティホームトイレ修繕（以下「本修繕」という。）

2 履行場所 柚木コミュニティホーム

3 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年2月15日まで

4 概要

柚木コミュニティホームのトイレについて、次の要領により簡易水洗式に改修すること。

- (1) 和式便器1基及び洋式便器1基を撤去し、いずれも簡易水洗式の洋式便器（暖房便座・洗浄機能付き）に更新する。関連給排水管との接続によりトイレを使用可能な状態にする。なお、関連する電気設備の整備及びペーパーホルダーの移設も含む。
- (2) 各個室に手摺りを設置する。
- (3) 既存のブースを撤去し、新たにブースを設置する。なお既存ブースの用具入れスペースについては設けず各個室を拡張する。また新設ブースの扉については、2室とも外開きとする。トイレブースの機材は再利用せず、本修繕において新品に取り換えるものとする。
- (4) 小便器については既存の便器を撤去し、簡易水洗小便器を設置する。関連給排水管との接続によりトイレを使用可能な状態にする。
- (5) 屋外給水管については新規に水道メーターから延長しトイレに接続する必要があるため、アスファルトの一部を破砕し、トイレが使用可能な状態になるよう接続すること。
- (6) 上記(1)～(5)を行うことで撤去となる床、壁についてはシリコン樹脂による壁面の穴埋め、モルタル、タイル等で復旧を行うこと。また屋外アスファルトについても復旧を行うこと。

5 使用材料、数量等

別紙1「平成29年度柚木コミュニティホームトイレ修繕設計書」のとおり

6 作業位置図

別紙2「修繕箇所及び現況写真」

7 使用材料の仕様及び作業上の注意等

- (1) 使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版 19章「内装工事」に定めるところによる。
- (2) 修繕設計書に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
- (3) 本修繕は、電気工事士法（昭和35年法律第139号）その他関係法令を遵守して実施すること。

と。

8 事前見学等

修繕対象施設の事前見学は、事前に申し出た上で、平成29年11月30日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。
(質問書提出期限：平成29年12月1日)

9 その他

- (1) 本修繕の実施に際し、修繕の受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないように配慮すること。
- (2) 本修繕の実施期間中、履行場所の施設の利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (3) 本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (4) 受注者は、本修繕の実施にあたり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (5) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (6) 本修繕において、履行場所に備付けの備品等の用具を使用したいときは、事前に発注者の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に取り扱うこと。
- (7) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (8) 本修繕の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
- (9) 本修繕にあたり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (10) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (11) 本修繕に係る瑕疵担保責任は約款に定めるとおりとし、修繕に関わる製品等のメーカー保証書を提出すること。
- (12) 本修繕にあたり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (13) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (14) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団の排除に関する要綱（平成21年10月1日訓令第47号）（以下、「暴力団排除要綱」という。）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (15) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

10 問い合わせ先

(1) 発注担当課

東広島市 生活環境部 地域づくり推進課

東広島市西条町栄町8番29号

TEL : 082-420-0924

FAX : 082-420-0270

(2) 修繕対象施設

杣木コミュニティホーム

東広島市河内町入野4496番地

別紙1 平成29年度杣木コミュニティホームトイレ修繕設計書

修繕名	平成29年度杣木コミュニティホームトイレ修繕
-----	------------------------

施 行 主 体	東広島市
業 務 施 行 箇 所	広島県東広島市河内町入野4496番地

内訳

名称	数量	単位	単価	金額	備考
ブース改修	1	式			ブース改修参照
大便器交換	1	式			大便器交換参照
小便器及び屋内排水	1	式			小便器及び屋内排水
外部給水管敷設	1	式			外部給水管敷設
小計					
諸経費	1	式			
小計					
消費税					8%
合計					

ブース改修

名称	数量	単位	単価	金額	備考
パーテーション取り外し、新設	1	式			【参考型式】文化シャッター メラミン樹脂化粧合板 PC-NA 外開き鍵 TB1913 サポート LB-54Z-50B
労務費	1	式			
撤去費	1	式			運搬費も含める
合 計					

大便器交換

名称	数量	単位	単価	金額	備考
便器	2	式			【参考型式】 アサヒ衛陶 AF50BN
温水洗浄便座	2	箇所			【参考型式】 アサヒ衛陶 DLNC130
ペーパーホルダー移設	1	箇所			
L型手摺取付け	2	箇所			【参考型式】 T112CL10
コンセント設置	2	箇所			
既設便所撤去	2	箇所			運搬費も含める
床はつり解体	1	式			
便所排水配管移設	2	箇所			
コア貫通孔	1	式			
床埋戻し	1	式			
床タイル補修	1	式			本修繕と無関係の劣化箇所の補修は含まない。
壁タイル補修	1	式			
労務費	1	式			
合 計					

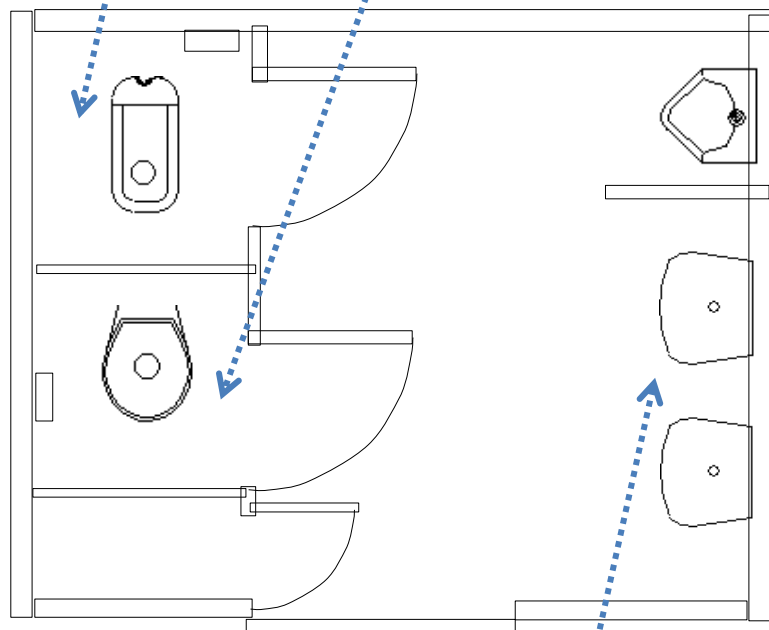
小便器交換及び屋内排水管

名称	数量	単位	単価	金額	備考
簡易水洗小便器設置	1	基			【参考型式】 アサヒ衛陶 AU550A
床排水金具	1	箇所			
既設手洗い器撤去及び再設置	1	式			
既設小便器撤去	1	式			運搬費も含める
床はつり解体	1	式			
コア貫通孔	1	式			
床埋戻し	1	式			
壁及び床タイル補修	1	式			本修繕と無関係の劣化箇所の補修は含まない。
労務費	1	式			
合 計					

外部給水管敷設

名称	数量	単位	単価	金額	備考
アスファルト破碎及び復旧	10	m ²			
屋外給水管敷設	14.5	m			
給排水管保温	1	式			凍結防止措置
同上支持金具	1	式			
コア貫通孔	1	式			
労務費	1	式			
合 計					

別紙2 修繕箇所及び現況写真(杣木コミュニティホームトイレ修繕)



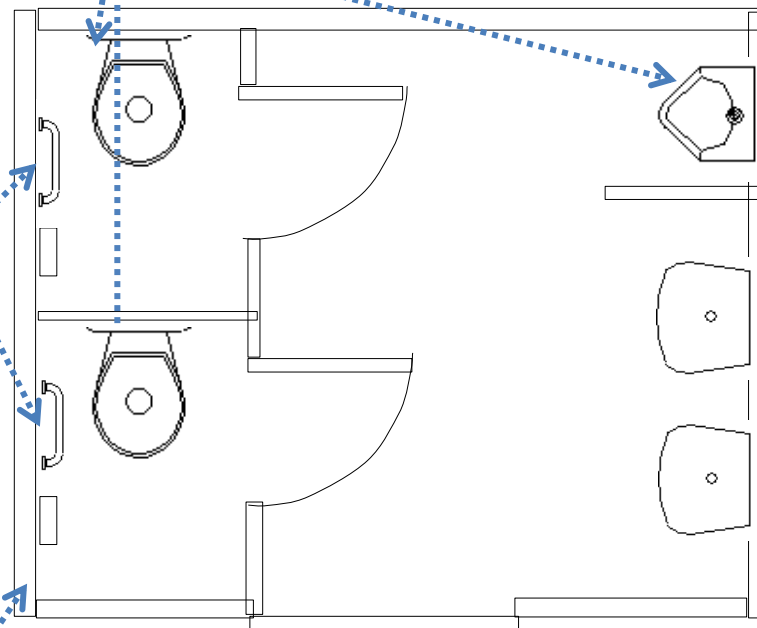
【修繕前】



手摺り新設(L字)

パーティション撤去・新設

便器・給水管新設

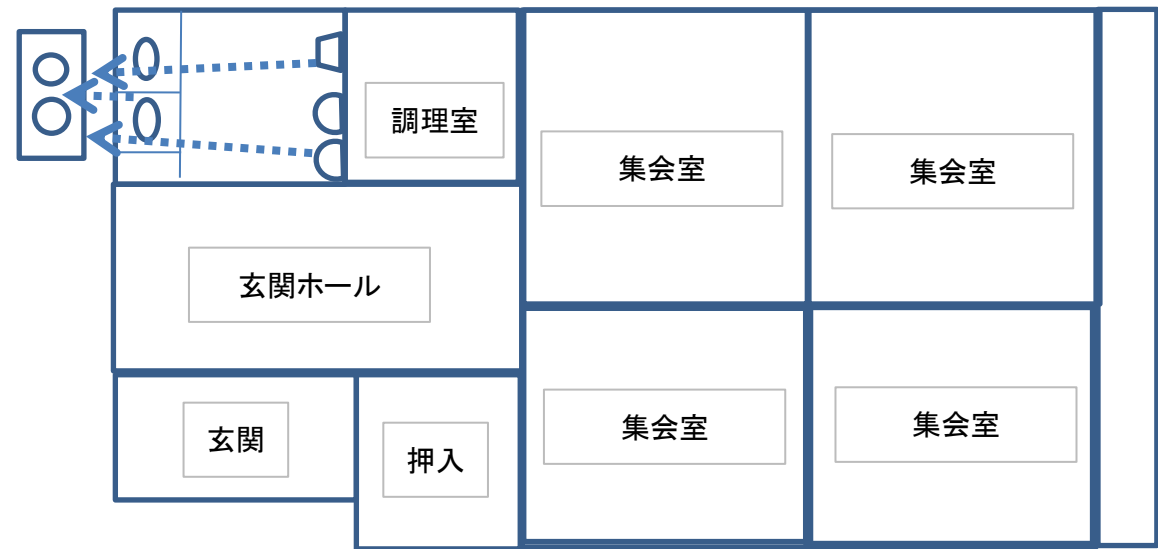


【修繕後】

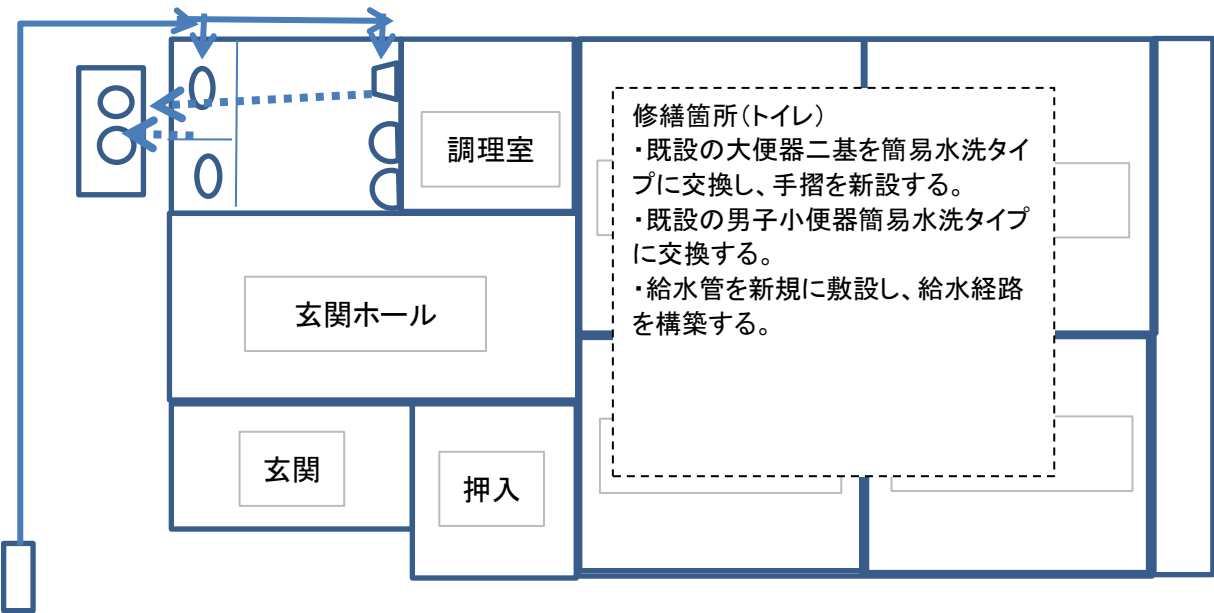


【修繕前】

(杣木コミュニティホーム 間取り図)



【修繕後】



修繕箇所(トイレ)
 ・既設の大便器二基を簡易水洗タイプに交換し、手摺を新設する。
 ・既設の男子小便器簡易水洗タイプに交換する。
 ・給水管を新規に敷設し、給水経路を構築する。

- ブース間取り
 - ・大便器個室の数は2つ。外開き扉とする。
 - ※用具入れを廃止するため、既設ブースは破棄し、新設する。
- ブースの間取りのサイズについて
 - ・奥行(壁からの距離)は変更せず、既存の間取りのサイズとする。(概ね1000mm)
 - ・前後の幅(壁と水平の方向)は、1部屋あたり概ね1200mm程度となるようブースを設置すること。トイレの使用に支障がなければ、この範囲での現場調整とする。

給水管を新規に敷設する